

臨時福祉給付金のご案内

今年度、消費税率の引上げに伴う負担軽減のため、暫定的・臨時的に以下の3つの手当を支給します。
申請時期や受け取り方法などは、決まり次第広報などでご案内いたします。



臨時福祉給付金

問合せ専用電話 ☎66♦1200

低所得者に対する負担軽減のため、暫定的・臨時的な措置として給付します。

対象者 市民税が課税されていない方

(ただし、市民税が課税されている方の扶養親族や生活保護者は除きます。)

給付額 対象者1人につき10,000円

(高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当受給者などに該当する方は5,000円が加算されます。)

子育て世帯臨時特例給付金

児童課 ☎66♦1108

子育て世帯への負担軽減を図る観点から、臨時的な措置として給付します。

対象者 平成26年1月分の児童手当の対象となる児童

(ただし、臨時福祉給付金の対象者、生活保護者、児童手当の所得制限額以上の世帯に属する児童は除きます。)

給付額 対象者となる児童1人につき10,000円

愛知県子育て支援減税手当

消費税率の引き上げが子育て世帯の負担を重くし、次代を担う児童の健全育成に影響を及ぼすことのないよう、臨時的な措置として給付します。

対象者 平成26年1月分の児童手当の対象となる児童

(ただし、児童手当の所得制限額以上の世帯に属する児童は除きます。)

給付額 対象者となる児童1人につき10,000円

振り込み詐欺にご注意ください!

この給付金について、市民の皆さんにATMの操作などをお願いすることはありません。市の職員をよそおった「振り込み詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。